



2022年5月27日

各 位

会 社 名 大同メタル工業株式会社
代表者名 代表取締役会長兼最高経営責任者
判治 誠吾
(コード：7245 東証プライム・名証プレミア)
問合せ先 執行役員 経営企画ユニット長
岩倉 弘記
(TEL：052-205-1400)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月27日開催の取締役会において、2022年6月29日開催予定の第114回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当社は今後の事業展開に備えるため、現行定款第2条(目的)につきまして、事業目的を追加するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
 - ①変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
 - ②変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
 - ③株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第16条)は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
- (3) 機動的な資本政策及び配当政策を図ることを可能とするため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を株主総会決議のみならず、取締役会決議においても行うことができるよう、変更案のとおり第43条(剰余金の配当等の決定機関)及び第44条(剰余金の配当の基準日)を新設し、併せて内容が重複する現行定款第7条(自己の株式の取得)、第44条(剰余金の配当の基準日)及び第45条(中間配当)を削除するものであります。
- (4) 上記の変更に伴い、条数の整備等の所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1.～18. (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>19. 前各号に付帯する一切の事業</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1.～18. (現行どおり)</p> <p><u>19. 電気通信事業</u></p> <p><u>20. (現行どおり)</u></p>
<p>(自己の株式の取得)</p> <p>第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、市場取引等によって自己の株式を取得することができる。</p>	<p>(削除)</p>
<p>第8条～第15条 (条文省略)</p>	<p>第7条～第14条 (現行どおり)</p>
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
<p>第17条～第43条 (条文省略)</p>	<p>第16条～第42条 (現行どおり)</p>
<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第44条 当社の期末剰余金配当の基準日は、</p> <p><u>毎年3月31日とする。</u></p> <p>② <u>前項のほか、基準日を定めて剰余金の配</u></p>	<p>(削除)</p>

<u>当をすることができる。</u>	
(中間配当) 第 45 条 当社は、取締役会の決議によって、 <u>毎年 9 月 30 日を基準日として中間配当を することができる。</u>	(削除)
(新設)	(剰余金の配当等の決定機関) 第 43 条 当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法 令に別段の定めがある場合を除き、取締役 会の決議によって定めることができる。
(新設)	(剰余金の配当の基準日) 第 44 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。 ② 当社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。 ③ 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金 の配当をすることができる。
第 46 条 (条文省略)	第 45 条 (現行どおり)
(新設)	(附則) ① 現行定款第 16 条 (株主総会参考書類等 のインターネット開示とみなし提供) の 削除および変更案第 15 条 (電子提供措置 等) の新設は、会社法の一部を改正する 法律 (令和元年法律第 70 号) 附則第 1 条 ただし書きに規定する改正規定の施行の 日である 2022 年 9 月 1 日 (以下「施行日」 という) から効力を生ずるものとする。 ② 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株 主総会については、現行定款第 16 条はな お効力を有する。 ③ 本附則は、施行日から 6 か月を経過し た日または前項の株主総会の日から 3 か 月を経過した日のいずれか遅い日後にこ れを削除する。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2022年6月29日（水曜日）

定款変更の効力発生日 2022年6月29日（水曜日）

ただし、現行定款第16条の削除及び変更案第15条の新設については、2. 変更の内容の（附則）に定める日に効力が生ずるものといたします。

以 上